

昭和四十五年運輸省令第八十六号

全国新幹線鉄道整備法施行規則

全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項及び第二項、第十条第四項及び第五項、第十二条第九項並びに第十五条並びに全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）第五条第二号及び第四号並びに第六条の規定に基づき、全国新幹線鉄道整備法施行規則を次のように定める。

（建設線の調査の指示）

第一条 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による建設線の調査の指示は、次に掲げる事項について、調査報告書を提出すべき時期を定めて行うものとする。

一 輸送需要量に対応する供給輸送力等に関する事項

二 地形、地質等に関する事項

三 施設及び車両の技術の開発に関する事項

四 建設に要する費用に関する事項

五 その他必要な事項

（営業主体又は建設主体として指名しようとする法人との協議）

第一条の二 法第六条第四項の規定による営業主体として指名しようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。

一 営業を行わせようとする建設線の基本計画

二 建設線の区間を分けて営業主体の指名をしようとするときは、その区間

三 その他必要な事項

2 法第六条第五項の規定による建設主体として指名しようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。

一 建設を行わせようとする建設線の基本計画

二 建設線の区間を分けて建設主体の指名をしようとするときは、その区間

三 その他必要な事項

3 法第六条第五項の規定による建設主体として指名しようとする法人以外の同条第一項の規定による営業主体の指名をしようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。

一 建設主体として指名しようとする法人の名称及び住所

二 建設線の区間を分けて建設主体の指名をしようとするときは、その区間

三 その他必要な事項

（工事実施計画の記載事項等）

第二条 法第九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路線名
- 二 工事の区間
- 三 線路の位置（縮尺二十万分の一の平面図及び縮尺横二十万分の一、縦四十分の一の縦断面図をもつて表示すること。）
- 四 線路延長
- 五 停車場の位置
- 六 車庫施設及び検査修繕施設の位置
- 七 工事方法
- イ 最小曲線半径
- ロ 最急勾配
- ハ 軌道の中心間隔
- ニ 軌条の種類
- ホ 枕木の種類及び間隔
- ヘ 道床の構造
- ト 施工基面の幅
- チ 軌道及び橋梁の負担力
- リ 停車場における本線路の有効長
- ル 列車の制御方式
- ロ 通信設備の概要
- ヲ 電車線の電気方式
- ワ 電車線の吊架方式、種類及び太さ
- カ 饋電線、送電線及び配電線（低圧のものを除く。）の架設方式、種類及び太さ
- ヨ 発電所及び変電所の概要
- タ 建設工事に伴う人に対する危害の防止方法

レ その他工事の実施に関し必要な事項

八 工事予算（第一号様式）

九 工事の着手及び完了の予定時期

2 法第九条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 線路平面図（縮尺五万分の一のもの）
- 二 線路縦断面図（縮尺横二万五千分の一、縦二十分の一のもの）
- 三 停車場平面図（縮尺二千五百分の一のもの）
- 四 停車場設備表（第二号様式）
- 五 車庫施設及び検査修繕施設の概要を示す表（第三号様式）
- 六 橋梁、隧道その他の主要な建造物の概要を示す表
- 七 運動図表
- 八 通信回線図

九 電車線路標準装柱図

十 饋電系統図、送電系統図及び配電系統図（低圧のものを除く。）

十一 変電所単線結線図

十二 運転保安設備の概要を示す書類

十三 車両の概要を示す書類

十四 予定運行図表

十五 特殊な設計がある場合には、その概要を示す書類

十六 建設工事の工程表

3 建設主体（営業主体である建設主体を除く。）は、法第九条第一項前段の規定により工事実施計画の認可を受けようとするときは、同条第三項の規定による営業主体との協議が成立したことを証する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

（工事実施計画の変更等）

第三条 建設主体は、法第九条第一項後段の規定により工事実施計画の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類に当該変更に係る前条第二項の書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。

3 建設主体は、前条第二項各号の書類の内容を変更した場合には、当該変更に関し第一項の規定による書類を提出するときに、遅滞なく、当該変更の内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 前項の場合には、建設主体（営業主体である建設主体を除く。）は、同項の規定により国土交通大臣に提出した書類と同一の書類を営業主体に交付しなければならない。

第四条 削除

（行為制限区域の指定及びその解除の公示等）

第五条 法第十条第四項の規定による行為制限区域の指定の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行なうものとする。

- 一 路線名及び工事の区間
- 二 行為制限区域（都道府県、市区町村及び字又はこれに準ずる地域により表示すること。）
- 三 前号の行為制限区域を表示する図面を縦覧に供する場所

2 法第十条第四項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一以上の図面に当該行為制限区域を明示して、関係地方運輸局及び建設主体の事務

所その他国土交通大臣が指定する場所において前項の公示の日から当該指定を解除する日まで行なうものとする。

3 法第十条第五項の規定による行為制限区域の指定の解除の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行なうものとする。

- 一 路線名及び行為制限区域の指定の年月日
- 二 行為制限区域の指定を解除する区域（都道府県、市区町村及び字又はこれに準ずる地域により表示すること。）
- （行為制限区域における制限除外行為）

第六条 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号。以下「令」という。）第五条第二号の国土交通省令で定める土地の形質の軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 令第五条第三号又は第四号の行為を行なうために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更

二 建築物の敷地内における庭又は菜園の造成

その他これらに類する行為

三 みぞ、むろ、あぜみちその他これらに類するもの設置のための土地の掘さく若しくは切土又は盛土

2 令第五条第四号の国土交通省令で定める簡易な工作物は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第三号に規定する建築設備

二 建築物の敷地内に設ける物置、物干場、車庫その他これらに類する工作物

三 看板、標識、ぶらんこ、すべり台、かき、さくその他これらに類する小規模な工作物

（裁決申請書の様式等）

第七条 令第六条の裁決申請書の様式は、第四号様式とする。

2 裁決申請書は、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（身分を示す証明書の様式）

第八条 法第十二条第五項の身分を示す証明書の様式は、第五号様式とする。

（事業基本計画に相当する計画の記載事項）

第九条 法第十四条第七項の鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第一項第六号の事業基本計画に相当する計画は、鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第五条第一項各号に掲げる事項（法第十四条第二項の規定により第二種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる営業主体にあつては同令第五条

形質の軽微な変更及び同項において準用する同条第四号の国土交通省令で定める簡易な工作物について、第七条の規定は同項において準用す

る令第六条の裁決申請書の様式及び提出について、第八条の規定は法附則第十三項において準用する法第十二条第五項の身分を示す証明書、第五様式について準用する。この場合において、第五條第二項中「建設主体」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、第七條第一項中「〔第四号様式〕」とあるのは「第

四号の二様式」と、第八条中「第五号様式」とあるのは「第五号の三様式」と読み替えるものとする。

6 法附則第十四項において準用する法第十四条第七項の鉄道事業法第四条第一項第六号に規定する事業基本計画に相当する計画には、鉄道事業法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

7 法附則第十七項の規定により鉄道事業法第四
条第一項第六号に規定する事業基本計画の変更
の届出をしようとする者及び法附則第二十一項
の規定により読み替へて適用される法第十四条
第七項の規定により同号に規定する事業基本計
画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げ
る事項を記載した事業基本計画変更届出書を提
出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

8 前項の申請書には、鉄道事業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類及び図面のうち事業基本計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

附則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月二七日運輸省令第二九号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則（平成三年四月二六日運輸省令第
一三三號）

の省令は、公布の日から施行する。

附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成九年五月三〇日運輸省令第三四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月一五日運輸省令第八〇号）

この省令は、平成十年一月一日から施行す

附則（平成二二年三月一日運輸省令第
七号）抄

第一条 この省令は、鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号。以下「改正法律」という。）の施行期日を定めることとする。

附則第一条の政令で定める日
成十二年三月一日）から施行する。

附則（平成二二年二月二九日運輸省
令第三九号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一四年三月八日国土交通省令第一九号）

この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附則（平成一四年六月一二日国土交通省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一〇月三〇日国土交

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年七月二九日国土交通省令第五五号）

この省令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

附則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

第1号様式（第2条関係）

調査票記入欄			
項目	内容	備考	備考
研究費		平均	
謝金			
機具費			
設備費			
転送料			
旅費			
印刷費			
雑費・特殊研究設備費			
燃料費			
電灯・電力設備費			
通信設備費			
運送設備費			
防護設備費			
電報設備費			
電報掛金			
留置料・委託印刷費			
その他			
工事賃借料費			
工事賃借料費			
工事賃借料費			
合計			
備考			
備考			
1. 該当年度の工事費 (研究費を除く)			

備考 部外負担金は、備考欄にその旨を記載すること。

第2号様式（第2条関係）

專案管理課程學習成效評估表				
序	主題/議題	學習目標	學習內容	學習之精要
專業基礎工作	第一單元	認識		
	第二單元	認識		
	第三單元	認識		
	第四單元	認識		
	第五單元	認識		
專業管理類	第六單元	認識		
	第七單元	認識		
	第八單元	認識		
	第九單元	認識		
	第十單元	認識		
專業技術類	第十一單元	認識		
	第十二單元	認識		
	第十三單元	認識		
	第十四單元	認識		
	第十五單元	認識		
專業實務類	第十六單元	認識		
	第十七單元	認識		
	第十八單元	認識		
	第十九單元	認識		
	第二十單元	認識		

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第2条関係）

--

車庫施設又は検査修繕施設の名称	面 積	車庫施設の収容能力	検査修繕施設の検査修繕能力	検査修繕機器の種類及び台数
合 計				

車庫施設又は検査修繕施設の名称	面 積	車庫施設の収容能力	検査修繕施設の検査修繕能力	検査修繕機器の種類及び台数
合 計				

(表)

第 号		身 分 証 明 書	
姓 名	住 所		
氏 名	氏 名		
職 名	年 令		
上記の者は、全国登録練拳道競技選手登録第12条第1項の規定により、登録練習試合の参加に附する資格を、前条第1項に準ずる他人の存在する上場中に与えらるゝことができる者であることを証明する。			
発行年月日	有効期限	発行者	印

(裏)

[illegible]

第5号の2様式（第18条関係）

第5号の2様式（第18条関係）

(表)

期 号	身 分 証 明 書
	姓 名 氏 名 職 名 年 令
	上記の者は、全国新幹線鉄道整備法第20条において適用する第18条第1項の規定により、新幹線軌道の大幅改良のための他人の占有する土地に入らなことが出来る者であることを証明する。
	発行年月日 有効期限 発行所

九センチメートル

(裏)

（注）

1. 本証明書は、国土交通省が定める様式（国土交通省告示第100号）に基づき作成する。

2. 本証明書の有効期限は、国土交通省が定める期間（国土交通省告示第100号）である。

3. 本証明書の発行は、国土交通省が定める条件（国土交通省告示第100号）を満たす場合に限り行われる。

4. 本証明書の発行は、国土交通省が定める手数料（国土交通省告示第100号）を支払った上で行われる。

5. 本証明書の発行は、国土交通省が定める場所（国土交通省告示第100号）で行われる。

6. 本証明書の発行は、国土交通省が定める方法（国土交通省告示第100号）で行われる。

7. 本証明書の発行は、国土交通省が定める形式（国土交通省告示第100号）で行われる。

8. 本証明書の発行は、国土交通省が定める内容（国土交通省告示第100号）で行われる。

9. 本証明書の発行は、国土交通省が定める範囲（国土交通省告示第100号）で行われる。

10. 本証明書の発行は、国土交通省が定める対象（国土交通省告示第100号）で行われる。

第5号の3様式（附則第5項関係）

第5号の3様式（附則第5項関係）

(表)

期 号	身 分 証 明 書
	姓 名 氏 名 職 名 年 令
	上記の者は、全国新幹線鉄道整備法第20条において適用する第5項の規定により、新幹線軌道の大幅改良のための他人の占有する土地に入らなことが出来る者であることを証明する。
	発行年月日 有効期限 発行所

九センチメートル

(裏)

（注）

1. 本証明書は、国土交通省が定める様式（国土交通省告示第100号）に基づき作成する。

2. 本証明書の有効期限は、国土交通省が定める期間（国土交通省告示第100号）である。

3. 本証明書の発行は、国土交通省が定める条件（国土交通省告示第100号）を満たす場合に限り行われる。

4. 本証明書の発行は、国土交通省が定める手数料（国土交通省告示第100号）を支払った上で行われる。

5. 本証明書の発行は、国土交通省が定める場所（国土交通省告示第100号）で行われる。

6. 本証明書の発行は、国土交通省が定める方法（国土交通省告示第100号）で行われる。

7. 本証明書の発行は、国土交通省が定める形式（国土交通省告示第100号）で行われる。

8. 本証明書の発行は、国土交通省が定める内容（国土交通省告示第100号）で行われる。

9. 本証明書の発行は、国土交通省が定める範囲（国土交通省告示第100号）で行われる。

10. 本証明書の発行は、国土交通省が定める対象（国土交通省告示第100号）で行われる。

工 事 方 法 書		
鉄 道 施 設	工 事 方 法	主 な 施 工 箇 所

備考
1 「工事方法」については、取替えによる場合にあってはその旨を、その他の場合にあっては具体的な工事方法を記載すること。
2 取替え以外の工事方法による場合にあっては、別に当該方法が取替えと同等の効果を有すると認める根拠を明らかにした書類を添付すること。

第6号様式（第11条関係）
（略）
第7号様式（第11条関係）

費 用 見 積 書				
鉄道施設	工 事 方 法	数 量	単 価 (百万円)	金 額 (百万円)

備考 「工事方法」については、工事方法書に準じて記載すること。

第8号様式（第11条関係）

資 金 調 達 方 法 書		
(単位：百万円)		
資 金 区 分	金 額	備 考
引 当 金		
自 己 資 金		
社 債・借 入 金		
そ の 他		
合 計		

第9号様式（第11条関係）

第10号様式（第12条関係）
（略）
第11号様式（第15条関係）
（略）
第12号様式（第16条関係）
（略）